



島根県報

平成30年10月19日（金）

号外 第 131 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第674号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	大田桜江線	大田市大田町吉永1401番1地先から同市久利町行恒118番5地先まで	前 A	メートル 6.00～ 31.10	メートル 1,750.00	県央県土整備事務所大田事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	6.00～ 31.10	1,750.00	
		後 B	9.41～ 38.27	883.91		
		大田市大田町吉永1401番1地先から同1428番7地先まで				